# NPO法人ふきのとう　定款

## 第１章　総　　則

（　名　称　）
第１条　　この法人は、NPO法人ふきのとうという。

（事　務　所）
第２条　　この法人は、主たる事務所を島根県仁多郡奥出雲町横田１１２８番地２８に置く。

## 第２章　目的及び事業

（　目　的　）
第３条　　この法人は、児童及び障害者に対して障害者福祉サービス事業に関する事業を行い、全ての人々が豊かに暮らせる地域社会づくりと福祉の推進に寄与することを目的とする。

（活動の種類）
第４条　　この法人は、第３条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
（１）　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（２）　まちづくりの推進を図る活動

（活動に係る事業の種類）
第５条　　この法人は、第３条の目的を達成するため次の事業を行う。
①　就労継続支援Ｂ事業
②　指定相談支援事業
③　日中一時支援事業
④　地域交流事業
⑤　生活介護事業
⑥　共同生活援助事業
⑦　短期入所事業

## 第３章　会　　員

（会員の種別）
第６条　　この法人の会員は、次の２種とし正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。
（１）正会員　この法人の目的に賛同して、入会した個人及び団体

（２）賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（　入　会　）

第７条　　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を、納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　　会員が、次の各号の一に該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき

（２）本人が死亡し又は会員である団体が消滅したとき

（３）正当な理由なく会費を滞納し催告を受けてもそれに応じず納入しないとき

（４）除名されたとき

（　退　会　）

第１０条　　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

（　除　名　）

第１１条　　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。

この場合その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）この定款等に違反したとき

（２）この法人の名誉を傷つけ又は、目的に反する行為をしたとき

（拠出金品の不返還）

第１２条　　既納の入会金会費及びその他の拠出金品は返還しない。

## 第４章　役　員

（種別及び定数）

第１３条　　この法人に次の役員を置く。

（１）理事　　５人以上１０人以内

（２）監事　　２人

２　理事のうち１人を理事長、１人を副理事長、１人を専務理事とする。

（役員の選任等）

第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長、副理事長、専務理事は、理事会において互選する。

３　役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは、３親等以内の親族が１人を超えて含まれ又は、当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が、役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

（役員の職務）

第１５条　理事長は、この法人を代表しその業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるとき又は、理事長が欠けたときはその職務を代行する。

３　専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し常務を統括する。

４　理事は、理事会を構成しこの定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

５　理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

６　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）　理事の業務執行の状況を監査すること

（２）　この法人の財産の状況を監査すること

（３）　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

（４）　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

（５）　理事の業務執行の状況又は、この法人の財産の状況について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

（役員の任期等）

第１６条　役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず後任役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまで任期を延長する。

３　補欠又は増員により就任した役員は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

４　役員は辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の解任）

第１８条　役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
（２）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

（役員の報酬等）
第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その義務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第５章　総　会

（総会の種別）
第２０条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（総会の構成）
第２１条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第２２条　総会は、以下の事項について議決する。
（１）　定款の変更
（２）　解散
（３）　合併
（４）　事業報告及び決算
（５）　借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（６）　役員の選任又は解任、職務及び報酬
（７）　入会金及び会費の額
（８）　その他運営に関する重要事項
（９）　事務局の組織及び運営
（１０）　会員の除名

（総会の開催）
第２３条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
（２）　正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面をもって招集請求があったとき
（３）　第１５条第６項第４号の規定により監事から招集があったとき

（総会の招集）
第２４条　総会は、第２３条第２項第３号の場合を除き理事長が招集する。
２　理事長は、第２３条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を召集をするときは、会議の日時場所目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第２５条　総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第２６条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）
第２７条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

（総会の評決権等）
第２８条　各会員の評決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は第２６条、第２７条第２項、第２９条第１項第２号及び第４５条の適用については、総会に出席とみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に係ることができない。

（総会の議事録）
第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）　日時及び場所
（２）　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその旨を付記すること）
（３）　審議事項
（４）　議事の経過の概要及び議決の結果
（５）　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。

## 第6章　理　事　会

（理事会の構成）
第３０条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第３１条　理事会は、この定款で定めるもののほか次の事項を議決する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）　事業計画及び予算並びにその変更

（４）　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３２条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）　理事長が必要と認めたとき

（２）　理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

（３）　第１５条第６項第５号の規定により監事から招集の請求があったとき

（理事会の招集）

第３３条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、第３２条第２号及び第３号の規定による請求があったときはその日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時場所目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第３４条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（理事会の定数）

第３５条　理事会には第２６条から第２９条までの規定を運用する。この場合において、これからの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第３６条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）　設立当初の財産目録に記載された資産

（２）　入会金及び会費

（３）　寄付金品

（４）　財産から生じる収益

（５）　事業に伴う収益

（６）　その他の収益

（資産の管理）

第３７条　この法人の資産は、理事長が管理しその方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

（会計の原則）
第３８条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）
第３９条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４０条　前条の規定にかかわらずやむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て予算成立の日までは、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第４１条　予算の決議後にやむを得ない理由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第４２条　この法人の事業報告、活動計算書貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第４３条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）
第４４条　予算をもって定めるもののほか、借入金借り入れその他新たな業務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第４５条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ法第２５条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
（１）　目的
（２）　名称
（３）　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る　事業の種類
（４）　主たる事務所及びその他の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
（５）　社員の得喪に関する事項

（６）　役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
（７）　会議に関する事項
（８）　その他の事業を行う場合における、その種類その当該その事業に関する事項
（９）　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
（１０）定款変更に関する事項

（　解　散　）
第４６条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（１）　総会の決議
（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）　正会員の欠亡
（４）　合併
（５）　破産の手続き開始の決定
（６）　所轄庁による設立の認証の取り消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第４７条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げるもののうち、奥出雲町に譲渡させるものとする。

（　合　併　）
第４８条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経かつ所轄庁の認証を得なければならない。

## 第９章　公告の方法

（公告の方法）
第４９条　この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告及び法第３５条第２項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場にて掲示して行う。

## 附　則

１．この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２．この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長　伊藤正幸
副理事長　永濱順子

専務理事　　松崎紀暢
理事　　大谷隆壽
理事　　岩田新子
理事　　尾方　豊
理事　　福田厚子
理事　　杠　洋造
理事　　鳥谷みね子
理事　　吉澤かよ子

監事　　宇田川光好
監事　　小割百合子

３．　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず成立の日から平成２１年３月３１日までとする。

４．　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４１条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。

５．　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

①　正会員　　入会金　３，０００円、　　年会費　２，０００円
②　賛助会員　　年会費　２，０００円

６．　この附則２項は、新旧対照表のとおり平成２１年５月２４日から施行する。

７．　第３条、第４条、第５条に係る変更は、島根県知事の認証の日から施行する。

附則　この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成２２年７月６日）から施行する。

附則　この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成２６年６月２４日）から施行する。

附則　この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成２８年１０月２７日）から施行する。

附則　この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成３０年　　月　　日）から施行する。